

⑦ 持続可能な農業生産活動体制の構築

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 <small>くまなし</small> 熊無 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 12ha (うち 12ha で多面的機能支払を実施)			
田 (12ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻	—	—	—
交付金額 370 万円	個人配分		36%
	共同取組 活動 64%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	25%
		農地の維持・管理	15%
		役員報酬、研修会費等 その他	15% 9%
協定参加者	農業者 75 人、非農業者 29 人、熊無農地管理組合、たんぼぼグリーンの会、熊無自治会、熊無壮年会、熊無婦人会、熊無青年団 (熊無農地管理組合が協定農用地の 1 割を引き受け)		開始：平成 30 年度
人・農地プランの作成状況	熊無地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた熊無農地管理組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

熊無集落は氷見市西部、石川県境付近に位置し、主に水稻を作付けしている。過疎化・高齢化が進行し、担い手が不足することで耕作放棄地の発生が懸念されたことから、平成 30 年度に協定を締結し、農地保全の取組を地域一体となって行っている。

また、集落内にある直売施設「お休み処 熊無」にて地元特産品の販売を行っている。

3. 取組の内容

【農業生産活動等】

長期的に農地の維持管理を行うため、「熊無農地管理組合」を設立し、協定農用地の一部を引き受け、草刈・耕起等の維持管理に取り組んでいる。

地域全戸と協定を締結し、体制を整備することにより、年々、耕作放棄地を解消し、交付対象農用地を増加させている。

【農業生産活動の体制整備】

近隣集落内で作られた農産物等を「お休み処 熊無」にて販売している。石川県境の国道沿いにあることもあり、観光客の憩いの場となっているほか、氷見市の情報発信場所となっている。

年に一度秋の味覚祭を行い、地域内外の交流を深めている。



農地管理組合による除草作業



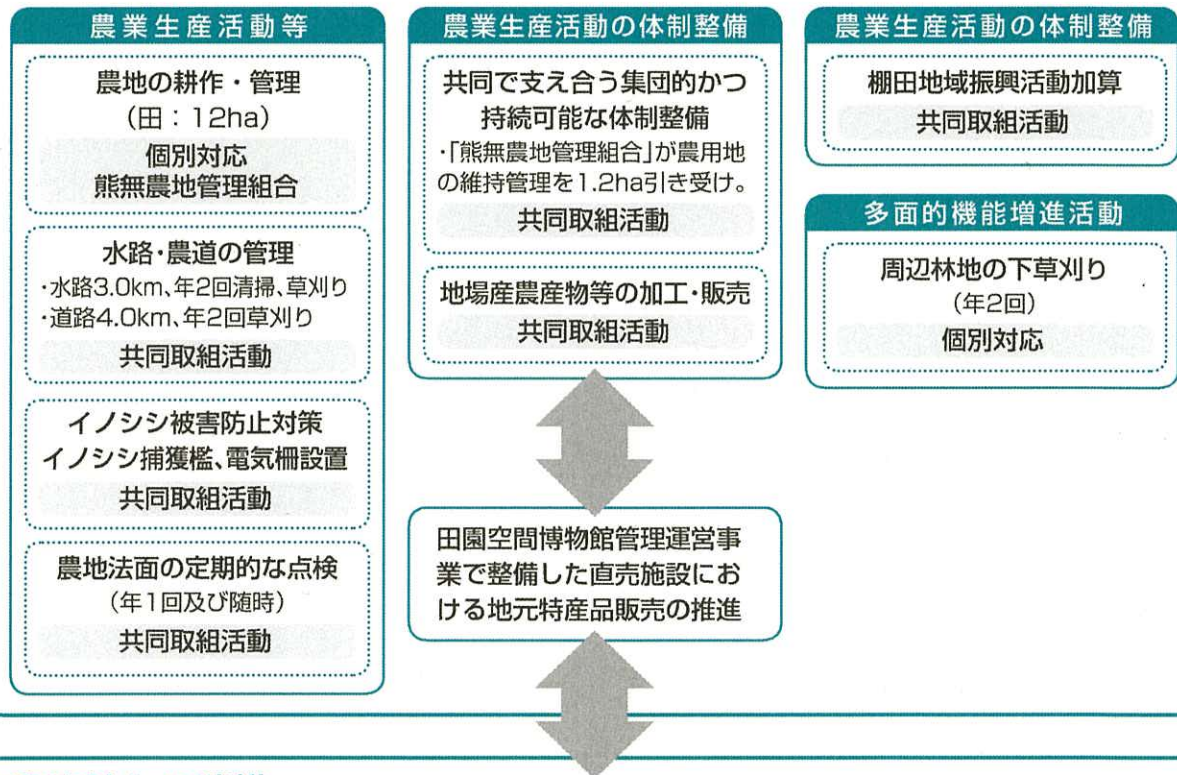
味覚祭開催時の様子

集落の将来像

- 農業生産活動が長く継続可能となるような集落の体制整備
- 特産品加工によるさらなる集落の活性化
- 関係交流人口の拡大

将来像を実現するための活動目標

- 「熊無農地管理組合」が中心となり、協定農用地の維持管理を実施することで、将来に渡る農業生産活動を持続可能とする
- 「お休み処 熊無」にて地場産農産物等の販売や地区外に向けて地区の特産物のPR活動を実施する



集落外との連携

- 今後の集落のあり方や耕作放棄地対策、イノシシ被害等に向き合うか、隣集落の論田集落と話し合いを重ね、地域コミュニティの強化を図っている。

4. 今後の課題等

高齢化に伴い離農が進み、担い手不足が深刻となる中で、いかに作業を効率化・省略化できるかを検討し、自走式草刈機を利用した草刈り作業に取り組んでいるところであるが、危険を伴う急傾斜法面の草刈りが課題となっている。さらに、イノシシ等による被害を防止するための方法を検討することも課題である。

また、新たな特産品の開発や、地区外に向けて積極的にPRする方法を検討している。

これまでの主な成果

- 自走式草刈機 1台導入
- 直売施設の活用による関係交流人口の拡大
- 耕作放棄地を年々解消することによる協定農用地の増加

⑧ひまわりの育成に取り組めます～美しい景観づくり～

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 ^{まぐらの} 枕野 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 8.9ha (うち 7.5ha で多面的機能支払を実施)			
田 (8.9ha)	畑 (Oha)	草地 (Oha)	採草放牧地 (Oha)
水稻	—	—	—
交付金額 276 万円	個人配分		80%
	共同取組 活動 20%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理等 役員報酬、研修会費等 その他 (ひまわりの植栽費用等)	— 10% — 10%
協定参加者	農業者 4 人、R&V のざわ農場、 (有)グリーンパワー		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	前沢地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 集落内では担い手が不足している状況であるため、集落外からの担い手が参入している		

2. 取組に至る経緯

黒部市中心街から約2.5 km、黒部平野を一望できる丘陵地帯に位置し、主に水稻を作付けしている。当集落を含む前沢地域は、急勾配農用地が数多く存在し、農道や用排水施設の老朽化が著しく、人口減少や担い手不足など、就農意欲の減退や耕作放棄地の発生が懸念されていた。

平成13年、当集落は知事特認指定のもと、中山間地域等直接支払制度の取り組みを開始した。令和2年に指定棚田地域の指定を受けたことにより、新たに棚田地域振興活動加算を活用するなど、農地保全及び棚田地域の振興に取り組んでいる。

3. 取組の内容

農家の高齢化や担い手不足等の問題を抱える中、集落外からの担い手が参入することで、農業生産活動を継続し、農地保全を図っている。今後は新たに、ひまわりの育成に取り組むことで棚田地域の良好な景観を形成し、加えて、ドローンによる農薬散布を行うなど農作業の効率化・省力化を図っていく。



草刈り作業



育成に取り組む予定のひまわり

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備

将来像を実現するための活動目標

- 当集落の保全活動に取り組む担い手を確保
- 景観作物の作付により、良好な景観形成を図る

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田8.9ha)
個別対応

水路・農道の管理
(農道、水路の草刈り、清掃)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
・ひまわり
(作付け予定 約7a)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

担い手への集積 / 集積率
(約7.4ha/83%)
共同取組活動

スマート農業の推進
・ドローンによる農薬散布の導入
(約5.1ha)
共同取組活動

棚田地域振興活動加算
共同取組活動

集落外との連携

- 集落外の担い手が参入することで、集落内の農用地を受託

4. 今後の課題等

高齢化が進み、集落共同活動の継続が困難になることが想定される中、新たな担い手の確保・育成を推進する必要がある。また、イノシシ等による農作物の有害鳥獣被害の増加が懸念される。

これまでの主な成果

- 担い手への農地の集積を推進
- 有害鳥獣電気柵の設置 (4 km)
- 荒廃農用地の発生を抑制
- 集落内の農業者、集落外の担い手の共同による農道、水路の草刈り
- 担い手による農地法面の点検

⑨ 飛来する白鳥を観光資源とした棚田振興

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	射水市 <small>の て ち く かんきょう ほ ぜんかい</small> 野手地区環境保全会 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 21.1ha (うち21.1haで多面的機能支払を実施)			
田 (21.1ha)	畑 (Oha)	草地 (Oha)	採草放牧地 (Oha)
水稻、大豆	—	—	—
交付金額 317万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	85%
		農地の維持・管理	9%
		役員報酬、研修会費等 その他	6% 0%
協定参加者	(農) 野手宮農組合、非農業者 (野手町内会) 20人	開始：令和2年度	
人・農地プランの作成状況	金山地域 (青井谷、宿屋、上野、浄土寺、野手) で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた (農) 野手宮農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

野手集落は射水市の南部丘陵地帯に位置し、主に水稻を栽培している。平成19年度より「野手地区環境保全会」を立ち上げ農地・水保全管理支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農村環境保全活動を実施してきたが、令和元年度に指定棚田地域の指定を受けたことにより、第5期対策 (令和2年度) より本制度に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

当集落では、水路、農道、ため池の維持管理、鳥獣被害防止のための電気柵の管理を共同活動として行っている。また、集落内のため池に定期的に飛来する白鳥の餌場を確保するため、冬期の湛水を行っている。将来的には駐車場や看板等の環境整備を行うことで来訪者を誘客し、棚田地域の振興を目指す。



共同作業による法面草刈



飛来する白鳥の餌場確保

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築

将来像を実現するための活動目標

- 機械・農作業の共同化等営農組織の育成
- 担い手への農地集積

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田21.1ha)
個別対応

水路・農道・ため池の管理
・水路15km、年2回清掃、草刈り
・道路5km、年2回草刈り
・ため池9箇所、年2回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

冬期の湛水化による鳥類の
餌場の確保
(約1.0ha)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(共用の農業用ドローン、草刈り機の導入)
共同取組活動

鳥獣侵入防止柵の維持管理
共同取組活動

棚田地区振興活動加算
共同取組活動

集落外との連携

- 「金山里山の会」と連携し、里山の整備や、周辺林地の維持管理を実施するほか、富山県立大学や金山小学校と連携して実施する里山体験活動を通じ、金山地域の活性化を図る。

4. 今後の課題等

集落住民の高齢化が進み、農用地法面等の維持管理作業が困難となってきているため、農業用ドローンや、大型機械を導入することで作業の効率化・共同化を図る。

近年イノシシ等による被害が増加していることから、侵入防止柵の維持管理や、捕獲活動の継続的な取組を行う。

これまでの主な成果

- 取組開始年度のため実績なし

⑩急傾斜農用地の保全と地域連携による集落づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山 ^ふ 市 ^{ちゅうま} 婦中町 ^{どうじま} 道島 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 21.1ha (うち 19ha で多面的機能支払を実施)			
田 (21.1ha)	畑 (Oha)	草地 (Oha)	採草放牧地 (Oha)
水稻、そば	—	—	—
交付金額 345万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	34% 48% 2% 16%
協定参加者	農業者 30人、非農業者 4人、(農)道島・上野宮農組合		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	音川地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた(農)道島・上野宮農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

道島地区は、富山市婦中町の南部に位置し、平成12年から本制度に取り組んでいる。若者の集落外への移住や農業者の高齢化により、農業の継続が困難な状況が懸念され、集落の活性化の観点から本制度への取組へと至った。農事組合法人による農作業の共同化によって農業生産活動の生産性、収益向上を目指している。また、学校教育と連携したホタルの鑑賞や農業体験、古代米の販売によって集落の活性化を目指している。

3. 取組の内容

農事組合法人が圃場を共同で維持・管理するとともに、地域の活性化に向けて古代米の栽培や、ホタルの鑑賞、稲わら加工、炭焼き体験などの行動を地域の小学校とともに年に3~4回行っている。ビオトープの確保としてホタル用水の管理等を行い、美しい景観の集落づくりに取り組んでいる。

また、平成27年度(第4期対策)から引き続き超急傾斜農地保全管理加算に取り組み、超急傾斜農地の保全や古代米の栽培、直売所等での販売・PRを行っている。



唐箕を使った選別作業



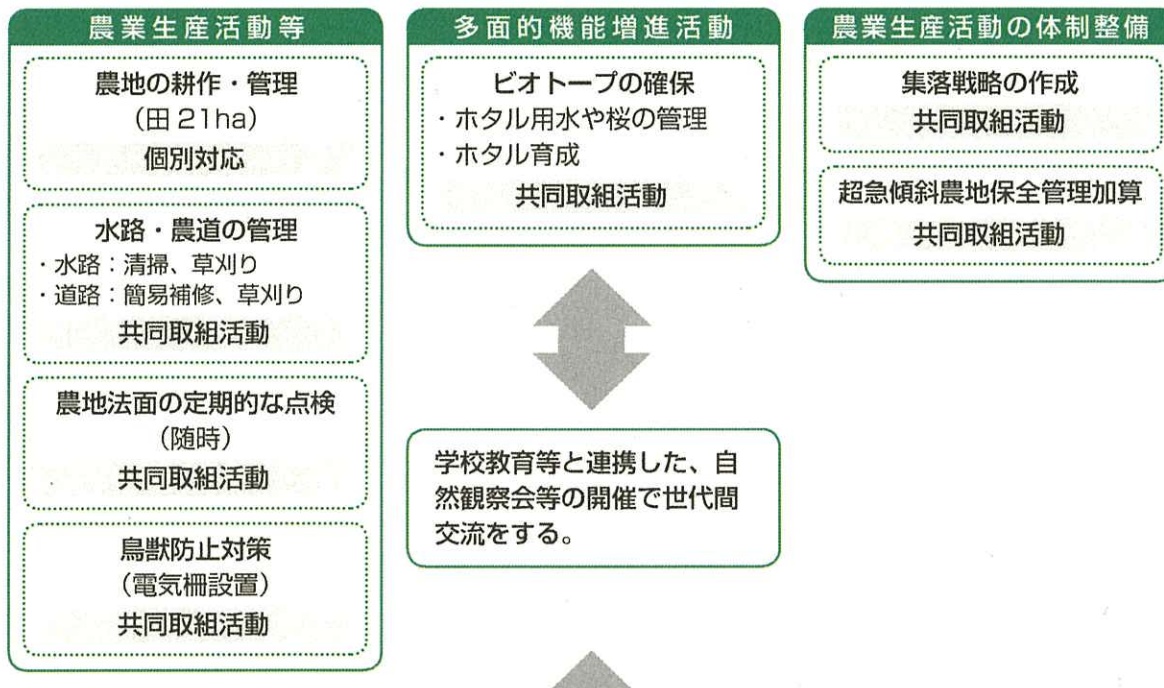
共同防除

協議会の将来像

- 耕作放棄地の発生を防止するとともに美しい景観の集落づくりに今後とも取り組んでいく。
- 農事組合法人が中心となり、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制を整備。

将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人が中心となった共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 学校教育と連携して古代米の栽培・ホタル用水や桜の管理等を行う
- 超急傾斜農地の定期的な共同管理



集落外との連携

- 農業体験や自然観察会の開催を通じた集落外の参加者との世代を超えた交流。
- 地元の加工所や、集落外の直売所と連携した古代米の販売やPRで情報発信する。

4. 今後の課題等

集落の担い手が高齢化していく中で耕作放棄地を発生させないためにも、集落全体で協定農用地（特に高齢者の農用地）を積極的に維持・管理していく体制づくりが課題となっている。機械の共同利用や農地の管理を共同で行うことによって持続的な集落づくりをしていく必要がある。

これまでの主な成果

- 協定参加者が協力し、集落全体での農用地や水路・農道の管理
- 田植えや稲刈り、脱穀などの体験農業のほか、ホタル観賞会など学校教育と連携した住みよい集落づくり
- 地元生産古代米の販売やPRによる集落の活性化および耕作放棄の防止

⑪ 集落ぐるみによる耕作放棄地の解消及び農業生産活動の維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 <small>しかんじ</small> 志観寺 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 6.83ha			
田 (6.83ha)	畑 (0ha)	草地	採草放牧地
水稻、景観作物	—	—	—
交付金額 158万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	32%
		農地の維持・管理	38%
		役員報酬、研修会費等	24%
その他	6%		
協定参加者	農業者 14人 (集落内 9人、集落外 5人) 非農業者 2人		開始：平成 29年度
人・農地プランの作成状況	南山見地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

志観寺集落は、南砺市の北東部、八乙女山の麓に位置しており、集落内の高齢化により農地の維持管理が困難になってきたことや、耕作放棄地が増加してきたことから、これを防止するために平成29年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

現在、中山間直払交付金を活用して、農地、農道や水路の保全活動をしてきている。

3. 取組の内容

集落内のみでなく集落外の方を協定者として迎え、協同で農地保全活動及び農業生産活動を行っており、超急傾斜農地保全管理加算を活用してイベントで超急傾斜米やサトイモ等の販売に取り組んでいる。さらに、集落外のソバ生産者の協力を得て今後ソバの栽培にも取り組んでいくことを考えている。



協定者による水路補修



景観作物（コスモス）作付

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制を構築する。
- 共同取組活動を通して荒廃農地の発生を防止し、農用地を維持管理していく。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団のかつ持続可能な体制を整備する。
- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備え、サポート体制を維持する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 6.83ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 年2回清掃、草刈り
・道路 年5回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)
共同取組活動

イノシシ侵入防止柵
(電気柵)の設置
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(景観作物としてコスモス
を約1ha作付け)
共同取組活動

ビオトープの確保
オタマジャクシやヤゴ等の水中
生物等が生活できる環境を確保し、
保護を行う
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の補修・改良
共同取組活動

超急傾斜農地保全管理加算
共同取組活動

農業の継続が困難な農用地が生じた場合は、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動の維持を図る
共同取組活動

集落外との連携

- 集落外の方を協定者として迎えて、集落内の農業者と共同して農地保全活動や農業生産活動に取り組んでいる。

4. 今後の課題等

住民の高齢化が進んでおり、今後の農業の維持が懸念される。若い世代の農業離れをどのように止め、地区の農業、特産品を引き継いでいくかが課題である。

これまでの主な成果

- 耕作放棄地解消面積：約1ha (H29~R2)
- 水路補修：約800m (H29~R2)
- 超急傾斜米およびサトイモの販売額：97,000円 (R2)

⑫ 広域化による中山間農地の維持と集落の活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 <small>やまだせいぶ</small> 山田西部 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 54.2ha (うち 51.3ha で多面的機能支払を実施)			
田 (46.02ha)	畑 (8.16ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻、そば	啓翁桜	—	—
交付金額 1,157 万円	個人配分		95%
	共同取組 活動 5%	役員報酬、事務手当等 5%	
協定参加者	農業者 16 人、非農業者 31 人、 (農) 清水宮農組合、(株) ヒルフロント ((農) 清水宮農組合が協定農用地の 6 割を引 き受け)		開始：令和 2 年度
人・農地プランの作成状況	山田地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた (農) 清水宮農組合を、集落協定の宮農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

山田西部集落協定は、山田地区の西部に位置しており清水・牧・沼又の 3 集落で構成されている。平成 12 年度 (第 1 期) から令和元年度 (第 4 期) まで個々の集落で集落協定を締結し、水路・農道の管理や農作業の共同化等に取り組んでいたが、高齢化の進行により宮農の存続が困難となってきたため、令和 2 年度 (第 5 期) より集落協定広域化加算を活用して、山田西部集落協定を締結した。地域の担い手である (農) 清水宮農組合が中心となって農地の管理や維持を行っている。

3. 取組の内容

(農) 清水宮農組合が主導的な役割を担う人材となり集落協定の広域化を行った。広域化した集落で農事組合法人が主体となり農道や水路の草刈りを行うほか、電気柵の設置によりイノシシ等の鳥獣対策を行っている。農事組合法人への農地集積により農作業の合理化を図った。

集落で収穫したそばは、地元の飲食店にて提供しており、県内外から多くの客が訪れ、都市住民との交流にもつながっている。



電気柵の設置



共同での農道、農地、水路の点検

集落の将来像

- 主導的な役割を担う人材を確保することにより、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の活動体制の整備・強化。

将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人が高齢化により耕作が不可能となった農地を引き受け、持続可能な体制を強化する。
- 担い手への農地集積を行い、機械の利用や農作業の合理化を図る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 46ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路: 清掃、草刈り
・農道: 簡易補修、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
共同取組活動

多面的機能増進活動

冬期の湛水化
約 0.7ha
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集落戦略の作成
共同取組活動

集落協定広域化加算
共同取組活動

集落外との連携

- 集落協定の広域化により効率的な農作業を行い、集落間での連携を強化する。
- いもやスイカなどの作付や収穫を体験できるイベントを行い、都市住民や保育園等との交流を行う。

4. 今後の課題等

集落の高齢化に伴い、集落の農地を管理する担い手が減少している。さらに、イノシシなどの獣害も深刻化する中で、担い手の確保や集落の農地の維持が課題となっている。

これらのことから、広域化した集落協定での主導的な役割を担う人材の役割が大きくなってきており、今後は、主な担い手である農事組合法人へのさらなる農地集積によって、耕作放棄防止対策や農地の維持・管理、農作業の効率化を図っていく。

これまでの主な成果

- 広域化による農地の集積や作業委託による耕作放棄防止対策の実施
- 農事組合法人が主体となった電気柵の設置
- 遊休農地を利用したそばの生産 (約 10ha)

⑬ 集落の垣根を超えた連携体制の構築

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 <small>くるだに あけび</small> 黒谷・山女 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 18.43ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (18.43ha)	畑 (Oha)	草地 (Oha)	採草放牧地 (Oha)
水稻	—	—	—
交付金額 152万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 鳥獣対策費 役員報酬等 水路・農道の清掃、草刈り代	17% 10% 13% 10%
協定参加者	農業者 17人、非農業者 9人		開始：平成 17 年度
人・農地プランの作成状況	集落地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

黒谷及び山女集落は中心に流れる片貝川の左右を山に囲まれた中山間地域である。山女集落は高齢化及び過疎化の進行により、農用地が 3ha 程度しかなく、集落としての存続が危ぶまれていたため、近接する黒谷集落が支援する形で、2 集落で共同協定を行い、連携した取組を進めていくこととなった。

3. 取組の内容

鳥獣対策として実施した 20a の共同菜園により、休耕田が解消されただけでなく、女性が共同菜園に積極的に取り組むことにより、耕作意欲の回復、地域住民の繋がりが強化された。多種多様な野菜が栽培されており、集落の中心的な位置づけとなっている。

総延長 4km の草刈りや集落を取り囲む電気柵の設置及び撤去について、とやま農業・農村サポーター制度を活用するなど、集落外関係者の協力により負担軽減を図るとともに、交流人口としての関わりを生んでいる。

また、鳥獣侵入防止柵は協定農用地すべてをカバーしており、集落住民の耕作意欲の維持及び集落活動の活性化につながっている。



集落外関係者と協した共同取組活動



集落共同菜園の電気柵設置

集落の将来像

- 交付金を活用しながら畦畔、法面、水路等の管理を集落ぐるみで行っていく体制を強化するとともに、既耕作放棄地の復旧を進め、協定農用地の拡大を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支えあう集団的かつ持続的農業生産体制の構築
- 担い手への農地集積
- 有害鳥獣被害防止対策の継続的な取組

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 18.4ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路4km、清掃、草刈り
・道路2km、草刈り
共同取組活動

鳥獣被害防止対策
・電気柵の維持管理
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(4km、年1回)
個別対応

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(共同菜園にて耕運機の
共同利用を実施)
個別対応

担い手への農作業の委託
(集落の認定農業者に全作
業を12ha委託。)
共同取組活動

集落外との連携

- 高校生や集落外の関係者の協力ならびにとやま農業・農村サポーター制度の活用により、共同取組活動の負担軽減を図るとともに、交流人口としての関わりを生んでいく。
- 魚津市中山間地域連絡協議会を通して市全体の広域的な活動にも積極的に取り組んでいく。

4. 今後の課題等

高齢化による影響で担い手に農地集積せざるを得なくなっている。今後の対策として、農地や水路の維持管理活動が過度に担い手に集中しすぎないように、これまで以上に集落機能の強化を図り、2集落で連携した共同活動を推進していく。

これまでの主な成果

- 担い手への利用集積による体質強化 (H17: 9.5ha R2: 12.6ha)
- 電気柵の設置 (H17: 0 H28: 19km (協定農用地全てをカバー完了)) による耕作意欲の回復
- 平成21年 休耕田を活用し、電気柵で囲んだ集落共用菜園の設置
- 平成26年度 農村振興・環境保全優良活動知事賞受賞
- 令和元年度 農村文化賞受賞

⑭ 住民の高齢化に伴う地域自治機能強化への取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 <small>ちゅうさんかん ちしょうこん じ そしき</small> 中山間地正権寺組織 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 11.8ha (うち11.8ha で多面的機能支払を実施)			
田 (11.8ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻、野菜	—	—	—
交付金額 306万円	個人配分		32%
	共同取組 活動 68%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他 (高齢者宅巡回等)	48% 7% 5% 8%
協定参加者	農業者 14人、非農業者 13人		開始：平成 12年度
人・農地プランの作成状況	正権寺地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落では過疎化・高齢化により農地の維持が困難となり、耕作放棄の発生が懸念されたことから、平成12年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全に取り組んできた。

また、近年はイノシシによる農作物の被害が増加しているため、イノシシ侵入防止電気柵の設置に取り組んでいる。

3. 取組の内容

定期的な農地・水路・道路・ため池の草刈り清掃や修繕のほか、共同機械 (トラクター) を購入し農作業の省力化を図り営農の継続に取り組んでいる。

イノシシ侵入防止電気柵の設置を地域全体で行い集落外周を囲み鳥獣害被害対策を行っている。

また、令和2年度から新設された集落機能強化加算に取り組み、高齢者宅の見回りや、除雪作業を共同で実施するなど、集落機能を強化する取り組みの経費に活用している。



トラクターによる除草作業



高齢者宅の除雪作業

協議会の将来像

- 農業生産活動を継続できるように農作業の省力化（スマート農業）へ取り組むための体制整備。
- 老朽化した農業施設の更新
農業生産活動を継続するために、老朽化した用水路やため池の改修を行う。



将来像を実現するための活動目標

- 農作業のしやすい集落、集落で農地を守る
- 自走式草刈機やドローンによる農薬散布等スマート農業への取り組み

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 11.8ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路6.0km、年3回清掃、草刈り
・道路4.6km、年3回草刈り
・ため池2箇所、年3回清掃、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

鳥獣害被害防止対策
協定農用地への電気柵設置
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
年3回
個別対応

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(トラクターの共同利用を
10.8ha (92%) 実施)
共同取組活動

集落機能強化加算
共同取組活動

4. 今後の課題等

農業従事者の高齢化や、用水路やため池の老朽化による水漏れ等が営農継続の妨げとなっているため、機械化による農作業の省力化や農業施設の更新が喫緊の課題となっている。
また、イノシシ等による農作物被害の低減対策が必要である。

これまでの主な成果

- 農業用機械の共同購入による農作業の省力化
- 高齢者宅の見回り及び除雪作業の実施
- イノシシ等の被害防止電気柵の設置

さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント

1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から20年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント

2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427

表紙の写真は、第10回「とやまの農山村写真展」受賞作品です。

中央：棚田賞「田んぼはつづくよどこまでも」（南砺市立野原大橋）

左下：特別賞「年に一度の大そうじ」（魚津市東山）

右下：優秀賞「新米、いただきます！」（富山市合田）